

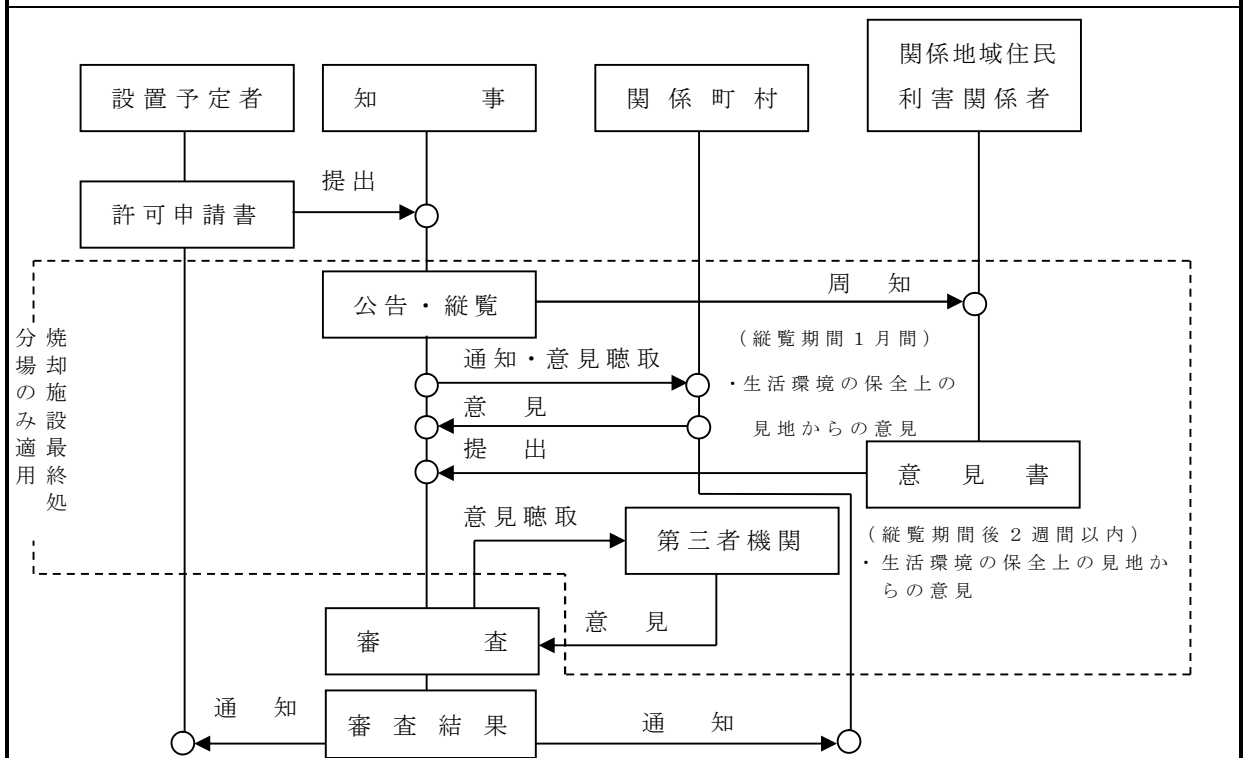
10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

〔産業廃棄物処理施設の設置許可〕（第15条）

法の趣旨	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。																																																		
許可の必要な行為	産業廃棄物処理施設（法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設）を設置しようとする場合 ※ 「産業廃棄物処理施設」とは？ <table border="1" data-bbox="480 542 1382 2016"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 542 1010 591">処理施設の種類</th> <th data-bbox="1010 542 1375 591">処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="486 591 1375 640">1 中間処理施設（法施行令第7条第1号～第13号の2）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 640 1010 689">① 汚泥の脱水施設</td> <td data-bbox="1010 640 1375 689">10㎡／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 689 1010 739">② 汚泥の乾燥施設</td> <td data-bbox="1010 689 1375 739">10㎡／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 739 1010 788">③ 汚泥の天日乾燥施設</td> <td data-bbox="1010 739 1375 788">100㎡／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 788 1010 909">④ 汚泥の焼却施設</td> <td data-bbox="1010 788 1375 909">5㎡／日を超えるもの、 200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 909 1010 958">⑤ 廃油の油水分離施設</td> <td data-bbox="1010 909 1375 958">10㎡／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 958 1010 1079">⑥ 廃油の焼却施設</td> <td data-bbox="1010 958 1375 1079">1㎡／日を超えるもの、 200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1079 1010 1128">⑦ 廃酸・廃アルカリの中和施設</td> <td data-bbox="1010 1079 1375 1128">50㎡／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1128 1010 1178">⑧ 廃プラスチック類の破碎施設</td> <td data-bbox="1010 1128 1375 1178">5t／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1178 1010 1258">⑨ 廃プラスチック類の焼却施設</td> <td data-bbox="1010 1178 1375 1258">100kg／日を超えるもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1258 1010 1308">⑩ 木くず・がれき類の破碎施設</td> <td data-bbox="1010 1258 1375 1308">5t／日を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1308 1010 1357">⑪ 汚泥コンクリート固型化施設</td> <td data-bbox="1010 1308 1375 1357">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1357 1010 1406">⑫ 水銀を含む汚泥の焙焼施設</td> <td data-bbox="1010 1357 1375 1406">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1406 1010 1456">⑬ 廃水銀等の硫化施設</td> <td data-bbox="1010 1406 1375 1456">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1456 1010 1505">⑭ シアン化合物の分解施設</td> <td data-bbox="1010 1456 1375 1505">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1505 1010 1585">⑮ 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の熔融施設</td> <td data-bbox="1010 1505 1375 1585">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1585 1010 1635">⑯ PCBの焼却施設</td> <td data-bbox="1010 1585 1375 1635">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1635 1010 1684">⑰ PCBの分解施設</td> <td data-bbox="1010 1635 1375 1684">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1684 1010 1733">⑱ PCBの洗浄・分離施設</td> <td data-bbox="1010 1684 1375 1733">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1733 1010 1809">⑲ 産業廃棄物焼却施設</td> <td data-bbox="1010 1733 1375 1809">200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="486 1809 1375 1859">2 産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1859 1010 1908">① 遮断型最終処分場</td> <td data-bbox="1010 1859 1375 1908">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1908 1010 1957">② 安定型最終処分場</td> <td data-bbox="1010 1908 1375 1957">すべての施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 1957 1010 2007">③ 管理型最終処分場</td> <td data-bbox="1010 1957 1375 2007">すべての施設</td> </tr> </tbody> </table>	処理施設の種類	処理能力	1 中間処理施設（法施行令第7条第1号～第13号の2）		① 汚泥の脱水施設	10㎡／日を超えるもの	② 汚泥の乾燥施設	10㎡／日を超えるもの	③ 汚泥の天日乾燥施設	100㎡／日を超えるもの	④ 汚泥の焼却施設	5㎡／日を超えるもの、 200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	⑤ 廃油の油水分離施設	10㎡／日を超えるもの	⑥ 廃油の焼却施設	1㎡／日を超えるもの、 200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	⑦ 廃酸・廃アルカリの中和施設	50㎡／日を超えるもの	⑧ 廃プラスチック類の破碎施設	5t／日を超えるもの	⑨ 廃プラスチック類の焼却施設	100kg／日を超えるもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	⑩ 木くず・がれき類の破碎施設	5t／日を超えるもの	⑪ 汚泥コンクリート固型化施設	すべての施設	⑫ 水銀を含む汚泥の焙焼施設	すべての施設	⑬ 廃水銀等の硫化施設	すべての施設	⑭ シアン化合物の分解施設	すべての施設	⑮ 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設	⑯ PCBの焼却施設	すべての施設	⑰ PCBの分解施設	すべての施設	⑱ PCBの洗浄・分離施設	すべての施設	⑲ 産業廃棄物焼却施設	200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの	2 産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号）		① 遮断型最終処分場	すべての施設	② 安定型最終処分場	すべての施設	③ 管理型最終処分場	すべての施設
処理施設の種類	処理能力																																																		
1 中間処理施設（法施行令第7条第1号～第13号の2）																																																			
① 汚泥の脱水施設	10㎡／日を超えるもの																																																		
② 汚泥の乾燥施設	10㎡／日を超えるもの																																																		
③ 汚泥の天日乾燥施設	100㎡／日を超えるもの																																																		
④ 汚泥の焼却施設	5㎡／日を超えるもの、 200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
⑤ 廃油の油水分離施設	10㎡／日を超えるもの																																																		
⑥ 廃油の焼却施設	1㎡／日を超えるもの、 200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
⑦ 廃酸・廃アルカリの中和施設	50㎡／日を超えるもの																																																		
⑧ 廃プラスチック類の破碎施設	5t／日を超えるもの																																																		
⑨ 廃プラスチック類の焼却施設	100kg／日を超えるもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
⑩ 木くず・がれき類の破碎施設	5t／日を超えるもの																																																		
⑪ 汚泥コンクリート固型化施設	すべての施設																																																		
⑫ 水銀を含む汚泥の焙焼施設	すべての施設																																																		
⑬ 廃水銀等の硫化施設	すべての施設																																																		
⑭ シアン化合物の分解施設	すべての施設																																																		
⑮ 廃石綿・石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設																																																		
⑯ PCBの焼却施設	すべての施設																																																		
⑰ PCBの分解施設	すべての施設																																																		
⑱ PCBの洗浄・分離施設	すべての施設																																																		
⑲ 産業廃棄物焼却施設	200kg／時以上のもの、 又は火格子面積2㎡以上のもの																																																		
2 産業廃棄物最終処分場（法施行令第7条第14号）																																																			
① 遮断型最終処分場	すべての施設																																																		
② 安定型最終処分場	すべての施設																																																		
③ 管理型最終処分場	すべての施設																																																		

許可権者	地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）又は中核市の長	
許可基準	中間処理施設	<p>（共通基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷重、地震力、温度応力に対して構造耐力上安全なこと。 2 排ガス、排水、薬剤等による腐食防止が図られていること。 3 飛散、流出、悪臭の発散を防止するための必要な措置が講じられていること。 4 騒音、振動により生活環境を損なわないものであること。 5 必要な排水処理設備が設けられていること。 6 受入設備及び貯留設備は十分な容量を有すること。 <p>（個別基準）（省略）</p>
	最終処分場	<p>（共通基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 埋立地の周囲には囲いが設けられていること。 2 地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。 3 産業廃棄物の最終処分場であることを表示すること。 <p>（個別基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遮断型最終処分場の場合（省略） 2 安定型最終処分場の場合 擁壁、えん堤、その他の設備が設けられていること。 3 管理型最終処分場の場合 (1) 擁壁、えん堤、その他の設備が設けられていること。 (2) 遮水層、集水設備、浸出液処理設備が設けられていること。 (3) 埋立地の周囲には、地表水が流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。
担当機関	<p>県（出先）：地方振興局 県民環境部（県民）環境課 中核市：福島市 環境部 廃棄物対策課 郡山市 生活環境部 3R推進課 いわき市 生活環境部 廃棄物対策課</p>	

手続フローチャート（福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議終了後）



備考	中核市（福島市、郡山市、いわき市）については、各市長が許可権者となります。また、中核市では、各中核市の指導要綱が適用になります。
----	--